

令和3年度 福祉保健活動拠点事業計画書

施設名

横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点

事業計画

1 場の提供について

(1)場の提供を通じた関係性の構築・利用団体支援

- ・ コロナウイルス感染症拡大の影響により集まって行う活動が難しい状況になっており、どのように活動を行って行くのがよいのか試行錯誤しながら行っている団体から相談に対し対応し、活動の継続の支援をしていく。

(2)拠点の利用促進に関すること

- ・ 夜間の稼働率が低い現状を踏まえ、「寄り添い型学習支援」の会場を提供し、子どもたちに向けた学習支援の場としてご利用いただく。また、学習支援の場の利用にとどまらず、福祉保健活動拠点としての役割を伝えることで参加する子ども達やボランティアに他の活動等についての啓発や参加への促しを行う。
- ・ 土曜日の日中に利用希望団体が重なることが多いため、予約時により多くの団体が利用できるよう注意を払っていく。
- ・ ロッカー利用についての希望も多く、ロッカーの増設が可能か検討していく。

(3)拠点のサービスの向上に関すること

- ・ 拠点利用に対する満足度アンケートを行い、利用団体の意見を踏まえた環境の整備を行う。
- ・ 窓口でいただいた意見はその場での対応で終わりにせず、記録に残すことで問題の可視化を行い、サービス向上に向けた取り組みを継続的に行う。
- ・ 聴覚障害のある方が拠点をスムーズに利用できるよう、筆談や手話によるコミュニケーション体制の整備を継続して行う。
- ・ まん延防止法や緊急事態宣言などの状況により拠点の開館時間が異なるため、急な時間変更により戸惑う声も多く聞かれているためできる限り速やかに変更についてお伝えできるようにしていく。

(4)利用調整会議等の開催

- ・ 3月に実施予定。
- ・ 参加団体が50団体程度見込まれることから、状況を鑑みながら開催についての判断をしていく。

2 ボランティア業務

(1) ボランティアに関する情報収集、分析、計画立案

- ・地域への訪問、外出の際に地域の方や関連施設から得られるボランティアに関するニーズや情報を収集・分析し、区内で必要とされているボランティア活動への参加のきっかけとなるような講座を開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症により、ボランティア活動に出ている影響について、受け入れ側の施設とボランティア活動者双方の情報を収集していく。

(2) ボランティアに関する広報、情報提供

- ・登録ボランティアへの便りを発行するとともに、全戸配布の区版広報や区社協広報紙、HP、アワーズ等他機関広報紙を利用して、これからボランティア活動を始めた方へのボランティアに関する情報提供を行う。
- ・インターネット媒体（ホームページ、フェイスブック、YouTube等）の、コロナ禍における活用方法を検討・実施する。
- ・ボランティア活動に関するPRや活動支援を目的とした動画を制作する。

(3) ボランティアに関する相談、紹介

- ・ボランティアに関する相談、紹介を随時行う。
- 個別のニーズに関しては地区担当職員に情報提供し、地域住民とともに支援方法を探っていく。また、依頼の傾向を講座に反映できるよう分析・検討していく。
- ・コロナ禍においても活動が必要とされるボランティア活動については、依頼者と活動者双方の感染症予防策や活動の意思を確認し、丁寧に調整していく。
 - ・配慮の必要なボランティア活動の相談には生活支援センターなど関係機関と連携を取りながら対応していく。
 - ・学校や地域における福祉教育に関する依頼について、特に学校からの依頼に対応する際、学校がある地域の地区社協や民生委員、ボランティア団体と連携し、身近な地域活動への理解、関心を深めることができるよう調整する。

(4) ボランティアに関する育成・支援・講座開催

- ・ボランティア入門講座を実施し、活動希望者のはじめの一步を後押しするとともに、支援の輪を地域に増やしていく。※R3年度は子育て講座を実施予定
- ・昨年度に引き続き、コロナ禍における新たなボランティア支援として、福祉施設へのレクリエーションボランティアの一環となる動画・飾りボランティアの開催を継続して実施する。
- ・ボランティア活動を依頼する施設向けに、新型コロナウイルス感染症拡大防止策やオンライン等を使ったボランティア活動について情報を収集し、各施設間の連携・情報交換の場を設けることについて検討する。
- ・区社協各種分科会や利用調整会議を通じて団体間のつながりづくりや課題共有等を行い、解決に向けた取り組みを行う。

3 他の関連組織とのネットワーク

(1)関連組織及び地域との連携

- ・拠点利用団体（地域・福祉系・災害ボランティア等）の協力のもと、区内で実施される小中学校を対象とした福祉教育や、防災拠点で実施される防災訓練等を行い、利用団体と地域の顔の見える関係形成に向けた支援を行う。
- ・複合館である強みを生かし、生活支援センター、星川地域ケアプラザと連携をとりながら拠点運営、ボランティア業務を遂行していく。

(2)地域の福祉保健課題への理解と協力

- ・拠点利用団体に区民まつりや区社会福祉大会の運営に関わっていただくことで、地域の地域福祉活動への理解を深めていただく場を提供する。
- ・貸し館利用時のやりとりや懇談会、ボランティア講座等事業運営を通して得た地域情報や課題の解決にむけた事業実施に反映していく。

4 その他

(1)職員体制、育成

- ・外部研修への職員の参加、職場内研修や事例検討を通して、職員の専門性の向上を図るとともに、伝達研修をおこなうことにより、他の職員との情報共有をおこなう。
- ・職員会議内に各業務・担当地域について情報共有を行う時間を設け、進行中の事業や情報について共有する。
- ・職員人事考課、新人育成リーダー制度による個別の職員育成計画の作成と定期的な面談により、個人の能力に応じたスキルアップを図る。

5 施設の適正な管理・運営について

ア 施設の維持管理について

<開館時間>

年末年始（12月29日～1月3日）を除く 9:00～21:00
（日曜・祝日は 9:00～17:00）

<建物・設備の保守点検、小破修繕>

建物全体で各業者と契約し、費用は協定書をもとに按分する。

- ・害虫駆除 ・昇降機保守点検 ・法定建築設備点検
- ・冷暖房、空調設備保守点検 ・日常巡視点検 ・自家用電気工作物保守点検

<清掃業務について>

建物全体で各業者と契約し、費用は協定書をもとに按分する。

- ・日常清掃 ・定期清掃 ・緑地整備 ・貯水槽清掃

<警備業務について>

建物全体で業者と契約し、費用は協定書をもとに按分する。

- ・機械警備

<植栽・樹木等について>

建物全体で業者と契約し、費用は協定書をもとに按分する。

- ・緑地整備に含み実施

イ 苦情受付体制について

<苦情への対応手順>

苦情解決規則に則った対応を行う。

苦情受付担当者および苦情解決責任者を設置し、苦情があった場合、職場内で共有した後、同時に市社協に報告を行う。

<苦情解決の仕組みに対する市民への周知方法>

苦情受付についての案内および苦情受付担当者、苦情解決責任者を示し、掲示を拠点内に行うとともに、苦情対応状況については「保土ヶ谷区社会福祉協議会事業報告」およびホームページにて周知する。

また区社会福祉協議会としてご意見箱を設置し、拠点運営事業を含めた区社協事業への意見の収集を行い、寄せられた意見に対しては対応方法等について掲示を行う。

ウ 緊急時（災害・事件・事故等）の体制及び対応について

<連絡体制>

危機管理マニュアルおよび緊急連絡網による職員間・関係機関への連絡を行う。

メールによる安否確認訓練、市ボランティアセンターとの無線による連絡訓練等

<職員の役割分担>

危機管理マニュアルにおいて各職員の災害発生時の役割分担（初期消火・誘導・救護）を定めるとともに、同マニュアルに則り行動する。

<地域や関係機関との連携体制>

危機管理マニュアルの活用を図り、関係機関への連絡・通報を迅速に行えるよう徹底する。建物内の他施設とともに年2回の防災訓練を行う。

エ 個人情報保護の体制及び取組について

全職員を対象として、個人情報に関する研修を実施し、意識啓発を行う。個人情報を扱う発送や事務作業については二人以上で取扱い、特に個人情報に関するファイルは鍵のかかるロッカーで保管することを徹底する。

オ 環境への配慮及び取組について

<ゴミの発生抑制に関する取組み>

種類ごとの分別を徹底し、ごみの抑制に取り組む。施設利用者へゴミの持ち帰りを促す掲示を行う。

<再利用・再使用に関する取組み>

裏紙の再利用および再利用可能な食器等の使用を進め、拠点内・事務所内にて発生するゴミの抑制を図る。

<リサイクルに関する取組み>

ルート回収を活用するとともに、ゴミの分別を徹底する。

令和3年度 横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点 収支予算書

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	16,771,000		16,771,000		16,771,000	横浜市より
自主事業収入（指定管理料充当の自主事業）	0		0		0	
雑入	300,000	0	300,000	0	300,000	
印刷代	300,000		300,000		300,000	
自動販売機手数料	0		0		0	
その他	0		0		0	
その他	0		0		0	
収入合計	17,071,000	0	17,071,000	0	17,071,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	10,031,000	0	10,031,000	0	10,031,000	
給与・賃金	8,881,000		8,881,000		8,881,000	常勤・非常勤職員給与および賞与、職員諸手当
社会保険料	634,000		634,000		634,000	法定福利費等
通勤手当	200,000		200,000		200,000	常勤・非常勤職員通勤手当
健康診断費	10,000		10,000		10,000	健康診断費
勤労者福祉共済掛金	6,000		6,000		6,000	勤労者福祉共済掛金
退職給付引当金繰入額	300,000		300,000		300,000	職員退職積み立て支出
事務費	1,636,000	0	1,636,000	0	1,636,000	
旅費	0		0		0	
消耗品費	821,000		821,000		821,000	消耗器具備品
会議賄い費	140,000		140,000		140,000	
印刷製本費	100,000		100,000		100,000	拠点利用者調整会議、広報紙等印刷費
通信費	205,000		205,000		205,000	電話、インターネット使用料金等
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
自販機目的外使用料（横浜市への支出）	0		0		0	
その他	0		0		0	
備品購入費	0		0		0	
図書購入費	0		0		0	
施設賠償責任保険	10,000		10,000		10,000	施設賠償責任保険加入料
職員等研修費	12,000		12,000		12,000	講座等交通費
振込手数料	0		0		0	
リース料	48,000		48,000		48,000	拠点印刷機・複写機
手数料	0		0		0	
地域協力費	0		0		0	
その他	300,000		300,000		300,000	
事業費	650,000	0	650,000	0	650,000	
自主事業費（指定管理料充当の自主事業）	650,000		650,000		650,000	講座開催費等
管理費	4,754,000	0	4,754,000	0	4,754,000	
光熱水費	2,100,000		2,100,000		2,100,000	水道光熱費支出
清掃費	885,000		885,000		885,000	清掃費
修繕費	300,000		300,000		300,000	指定管理料
機械警備費	219,000		219,000		219,000	機械警備業務委託料
設備保全費	950,000	0	950,000	0	950,000	
空調衛生設備保守	340,000		340,000		340,000	冷温水発生器保守点検費
消防設備保守	0		0		0	清掃費に計上
電気設備保守	54,000		54,000		54,000	自家用電気工作物保守点検費
害虫駆除清掃保守	33,000		33,000		33,000	害虫駆除
駐車場設備保全費	0		0		0	
その他保全費	523,000		523,000		523,000	昇降機、シャッター、外街樹整備等
共益費	0		0		0	
その他	300,000		300,000		300,000	
公租公課	0	0	0	0	0	
事業所税	0		0		0	
消費税	0		0		0	租税公課費支出
印紙税	0		0		0	
その他	0		0		0	
その他	0	0	0	0	0	
支出合計	17,071,000	0	17,071,000	0	17,071,000	
差引	0	0	0	0	0	

自主事業費 収入	0	0	0	0	0	
自主事業費 支出	650,000	0	650,000	0	650,000	
自主事業 収支	△ 650,000	0	△ 650,000	0	△ 650,000	

管理許可・目的外使用許可に関わる収入	0	0	0	0	0	目的外使用許可(自販機)による手数料収入
管理許可・目的外使用許可に関わる支出	0	0	0	0	0	目的外使用許可(自販機)による横浜市への支出
管理許可・目的外使用許可に関わる収支	0	0	0	0	0	

※各大項目の内訳については、「その他」欄に集約して記載している場合もあります。